

設計・調査・測量業務委託評定基準

1. 監督員評定基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目毎にチェック方式(✓)により評定を行うものとする。

なお、評価項目の追加、削除及び評価比重の変更は行わない。

2. 担当係長評定基準

(1) 評定方法

担当係長は、監督員の評定趣旨を十分理解し尊重した上で、評価対象項目にチェック方式(✓)により評定を行うものとする。

なお、評価項目の追加、削除及び評価比重の変更は行わない。

(2) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合は、担当係長が監督員と協議の上、当該業務の総合評定点に対して下記により15点まで減点することができる。

別表—1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	入札参加停止 1ヶ月まで	入札参加停止が 1ヶ月を超える
減点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・業務遂行に必要な許可等の未処理など、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反等により、逮捕または、送検等された。

(3) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、担当係長が監督員と協議の上、当該業務の総合評定点に対して下記により20点まで減点することができる。

但し、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミス of 修正は除くものとする。

別表一2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
減点	－10点	－20点

3. 検査員評定基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、対象評価項目にチェック方式(✓)により評定を行うものとする。

なお、評価項目の追加、削除及び評価比重の変更は行わない。

4. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、複数の業務にまたがる場合は、業務の目的及び金額を勘案して主たる業務を選択して、その業務の評定を行うものとする。

5. 業務の内容(評定点集計表、採点表区分)

(1) 地質調査、単純調査等業務、測量業務

高度な技術力を必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等の単純調査業務(下記参照)、地質調査及び測量業務を対象とする。

(2) 調査業務、計画業務

広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務等の比較的難易度の高い調査業務を対象とする。

(3) 概略、予備設計業務

概略及び予備設計業務を対象とする。

(4) 詳細設計業務

詳細設計業務を対象とする。

(記) 単純調査業務の例

<各部門共通>

単純なデータ収集整理業務

単純なデータ処理業務

書類編集的な業務

文献収集業務

<河川、砂防及び海岸>

水理・水文観測業務

データ加工業務(降雨解析等)

不等流計算等の計算業務(システム開発を除く)

補償数量の算出

工事記録等資料の分類・整理

工事図面集、写真集等の作成

<道 路>

- 一般的な現地踏査
- 一般的な交通量観測業務
- 台帳整理等を目的とした資料収集業務

<トンネル>

- クラック等変状の計測調査
- 施工計画及び施工設備
- 施工関連資料の収集整理

<情 報>

- 定期的なデータメンテナンス
- 資料収集的な業務
- 単純なデータ作成のみの業務

<防 災>

- 資料収集的な業務

<環 境>

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務

6. 総合評定点の計算

総合評定点を算出する際には、対応業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評 価 項 目			業務評定	地質調査、単純調査業務、測量業務、調査業務、計画業務、設計業務		
				技術者評定		
				管 理	担 当	照 査
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	
	実施状況の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5	
結果評定	成果物の品質	30	30	30	50	
合 計			100	100	100	100

7. 高度な技術レベルが求められる場合等において

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては標準的な業務内容に応じた発注方式事例に示される「知識」の高い業務又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。

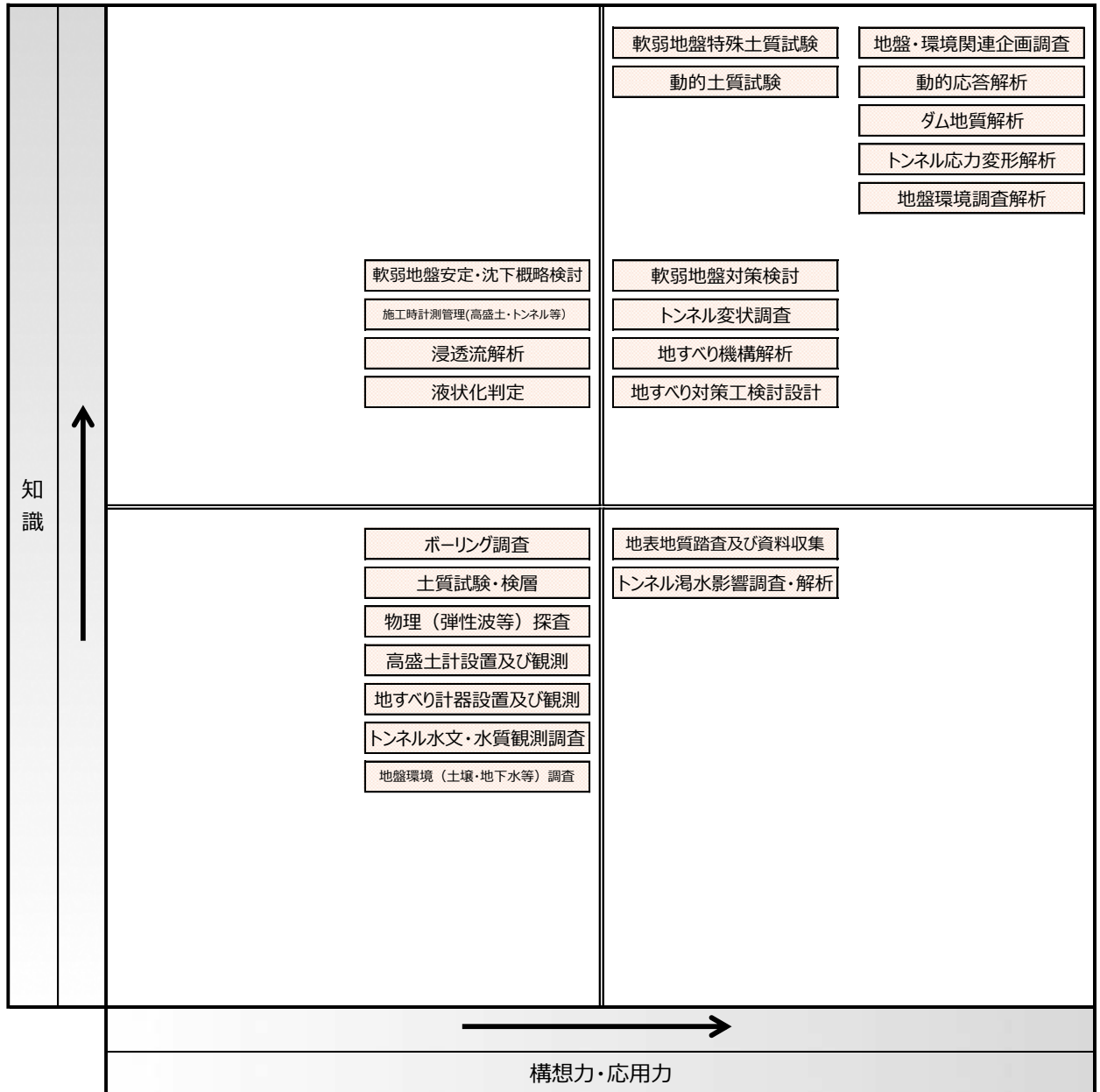


図 地質調査の例

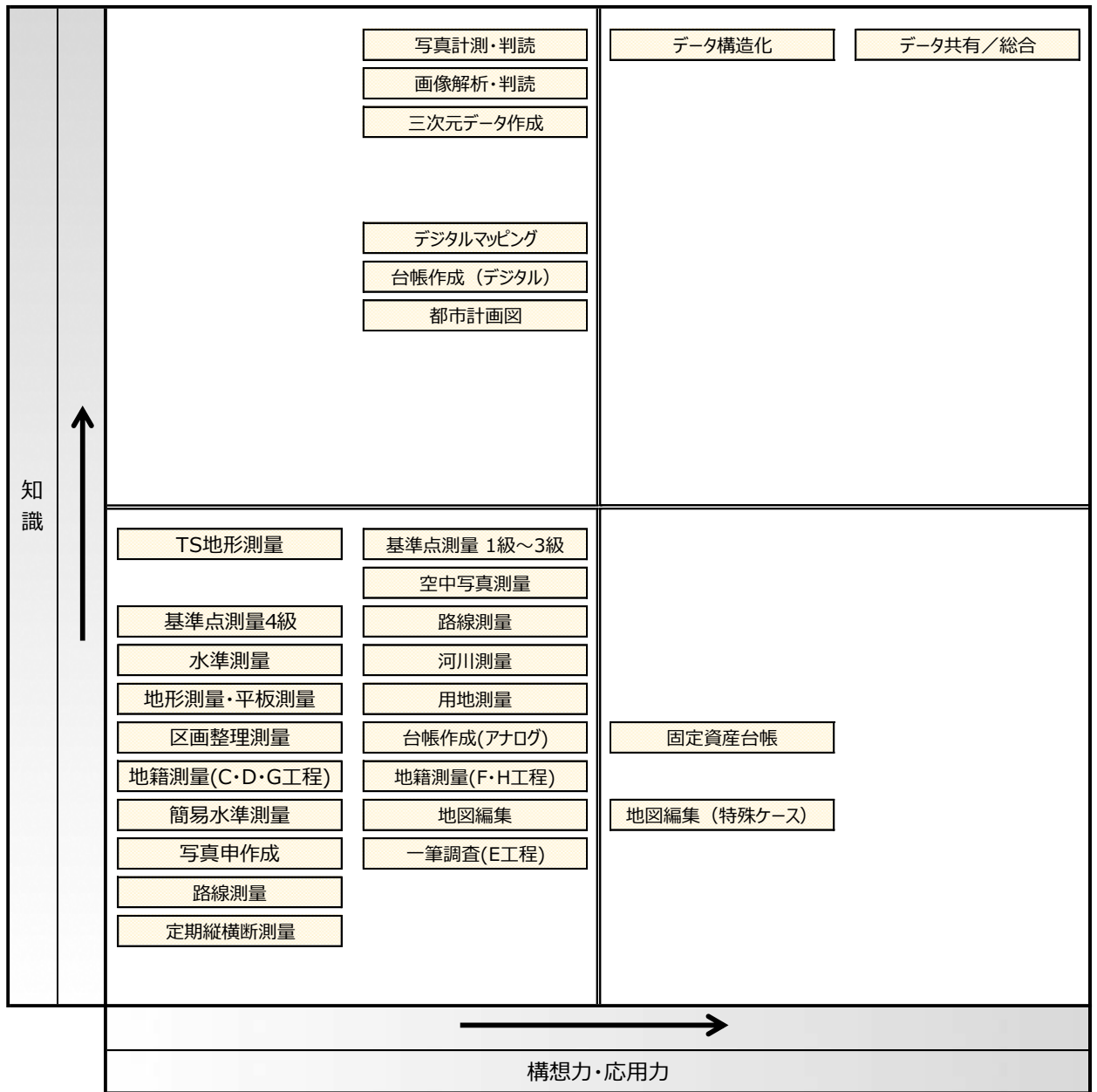


図 測量作業の例

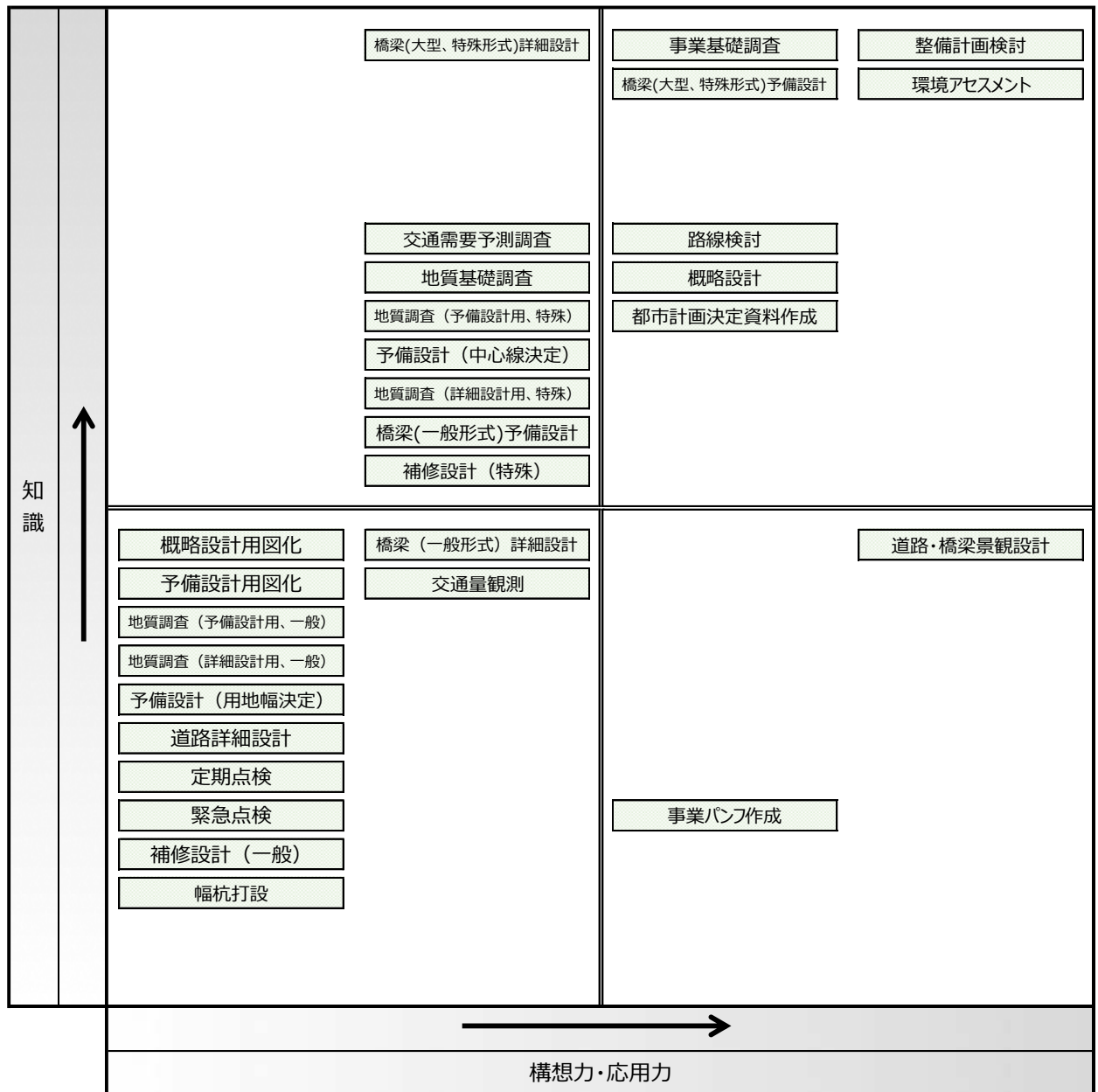
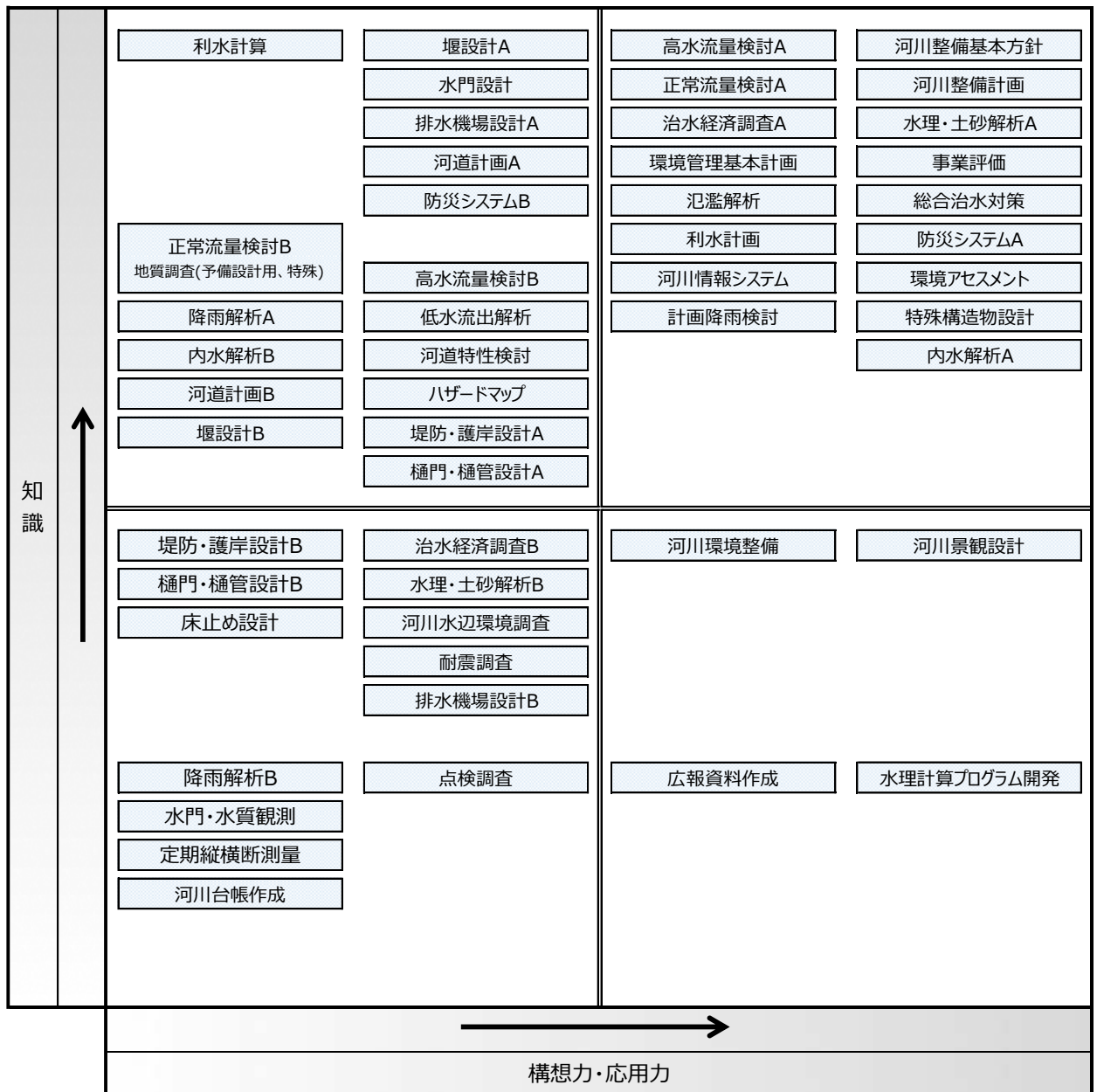


図 道路事業に係る調査・計画・設計業務の例



注：A、Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものであるもの

図 河川事業に係る調査・計画・設計業務の例